第三条の二　［略］

２～４　［略］

５　この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第九章から第十一章まで、第五十二条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。

第四条　［略］

２　前項の場合において、第十二条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第五十二条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。

３・４　［略］

第十三章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例

第五十一条　この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあつたものその他短期大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、短期大学が、他の大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五条第一項、第八条、第十四条、第十五条第二項、第十六条第四項（短期大学が単位を与えることができる範囲に係る部分に限る。）若しくは第五項、第十八条第二項若しくは第三項、第二十条の二第一項、第三十条、第三十一条又は別表第一イの備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

２　地域高等教育機会確保特例認定短期大学（前項の規定により認定を受けた短期大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十四章　雑則

第五十二条・第五十三条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職短期大学設置基準の一部改正）

第四条　専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十一章　［略］	第一章～第十一章　［同上］
第十二章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第七十四条）	第十二章　雑則（第七十四条・第七十五条）
第十三章　雑則（第七十五条・第七十六条）	
附則	附則
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
２　前項の場合において、第十七条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十五条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。	２　前項の場合において、第十七条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十四条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。
３・４　［略］	３・４　［同上］
第十二章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例	［章を加える］
第七十四条　この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の	

第三条の二　［同上］

２～４　［同上］

５　この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第九章から第十一章まで、第五十一条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。

第四条　［同上］

２　前項の場合において、第十二条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第五十一条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。

３・４　［同上］

［章を加える］